

「市議会議員及び市長の選挙における選挙運動費用の公費負担限度額の変更について」への意見を募集します。 ～市民意見公募(パブリックコメント)のお知らせ～

市議会議員及び市長の選挙における選挙運動費用の公営に関する条例の一部改正について、より多くの市民の皆様のご意見を反映させるため、広く意見を募集します。

公職選挙法では、お金のかからない公正な選挙を実現するとともに、資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会を持てるようにするため、候補者の選挙運動費用等の一部について、市が公費で負担する制度を設けています。

今般、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、会津若松市議会議員及び会津若松市長の選挙における選挙運動費用の公営に関する条例の一部を改正する必要があります。意見がある方は下記により提出してください。

記

1 募集期間

令和4年6月30日(木)から令和4年7月29日(金)まで(必着)

2 意見を提出できる方

- (1) 市の区域に住所を有する方
- (2) 市の区域に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市の区域に事務所又は事業所に勤務する方及び市の区域に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
- (4) 市の区域内にある学校に在学する方

3 意見の提出方法

別紙「市議会議員及び市長の選挙における選挙運動費用の公営に関する条例の一部改正について」への意見書に記入の上、直接持参するか、郵送、ファクシミリ、電子メールにより、選挙管理委員会事務局まで提出してください。

また、意見書の様式によらず提出することも可能ですが、その場合、氏名、住所、電話番号(法人等の場合は、名所、所在地、電話番号)を必ず明記してください。

匿名や電話での意見提出は受け付けません。

<提出先>

〒965-0873 (住所不要) 会津若松市選挙管理委員会事務局 宛て

FAX 0242-39-1480

電子メール senkan@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

(留意事項)

- ・意見内容の確認が必要な場合、こちらから連絡することがありますので、必ず電話番号を記入してください。
- ・いただいた意見は返却いたしません。
- ・個々の意見に対して、直接回答しませんのでご了承ください。
- ・お寄せいただいた意見については、氏名などを除き、意見に対する市の考え方とあわせて公表する場合があります。

4 閲覧場所

改正の内容は、選挙管理委員会事務局、市政情報コーナー、北会津・河東支所、各市民センター、生涯学習総合センター、さらに市のホームページで見ることができます。

なお、各施設での閲覧時間は土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までです。

(※生涯学習総合センターは、休館日を除く、午前9時から午後10時までです。)

問い合わせ先：会津若松市選挙管理委員会事務局 (電話0242-39-1331)